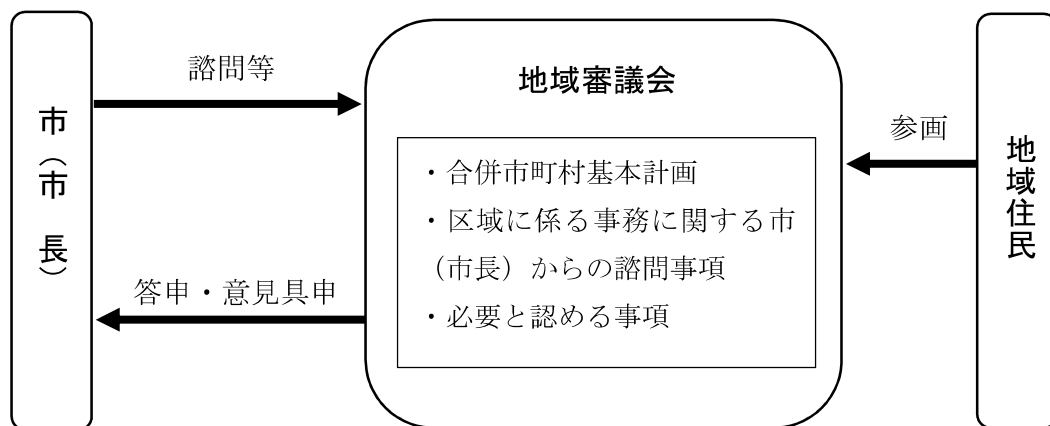


仕組みの概要について

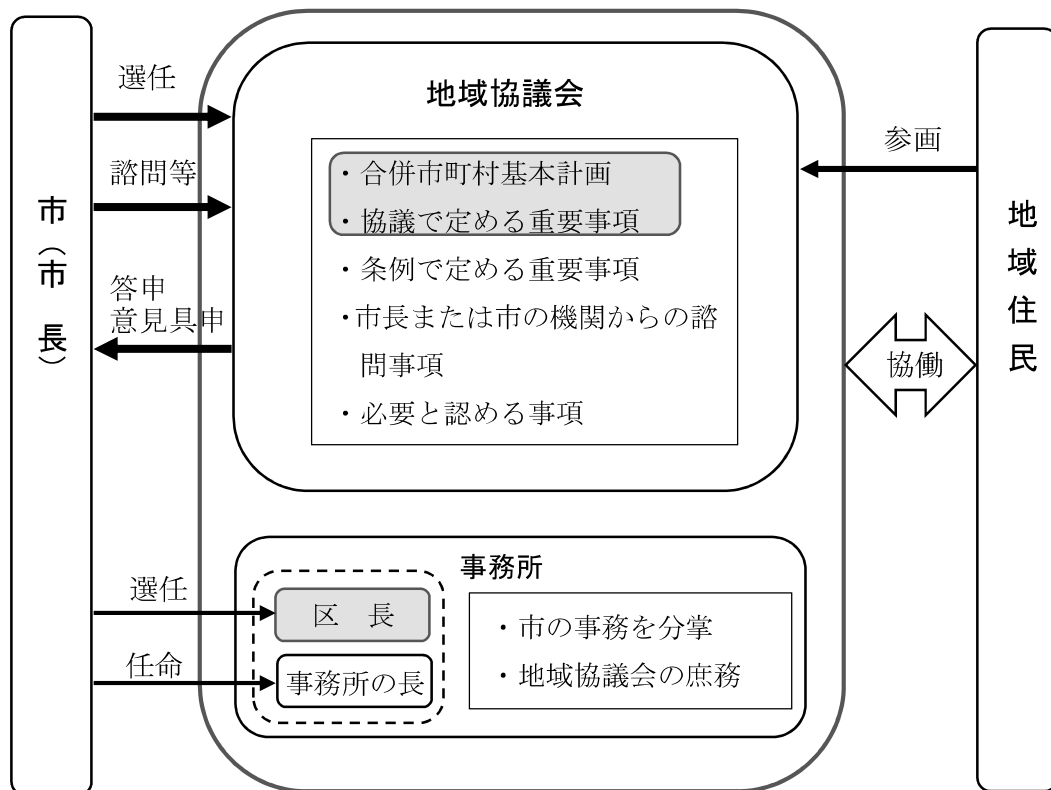
1. 法制度上の仕組み

市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく仕組みは次のとおり。なお、各仕組みの詳細は別紙のとおり。

(1) 地域審議会

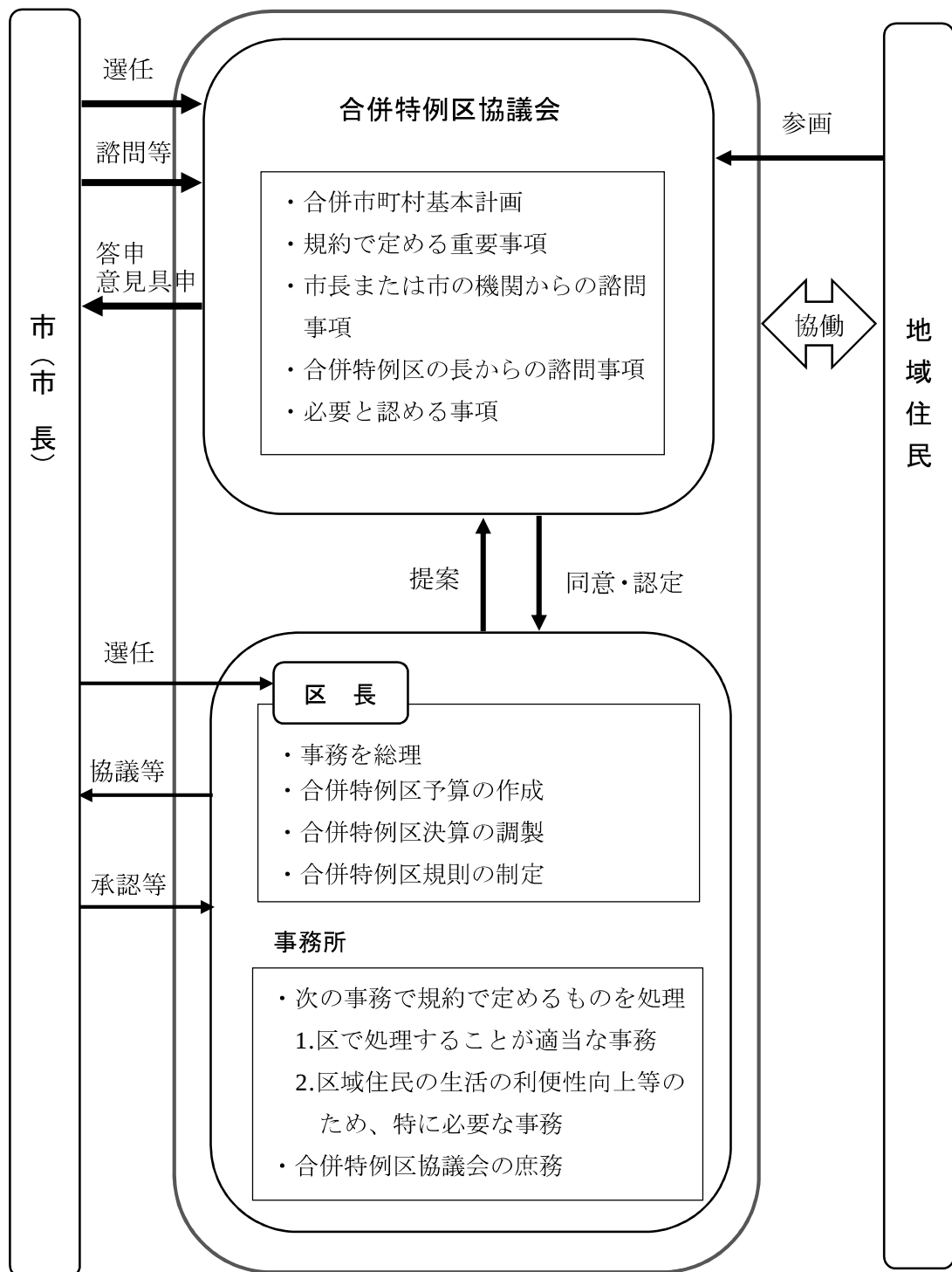


(2) 地域自治区



※地方自治法による設置も可能。詳細は別紙参照。

(3) 合併特例区



2. 両市の既存の仕組み

(1) 各種計画や重要施策に関する取組

◇パブリックコメントの実施

- ・ホームページ等を通じ各種計画や条例素案等の公表及び意見募集

◇附属機関への参画

- ・各種団体代表や住民代表等で構成される各種計画の検討組織を設置

(2) その他の仕組み

◇市長への手紙

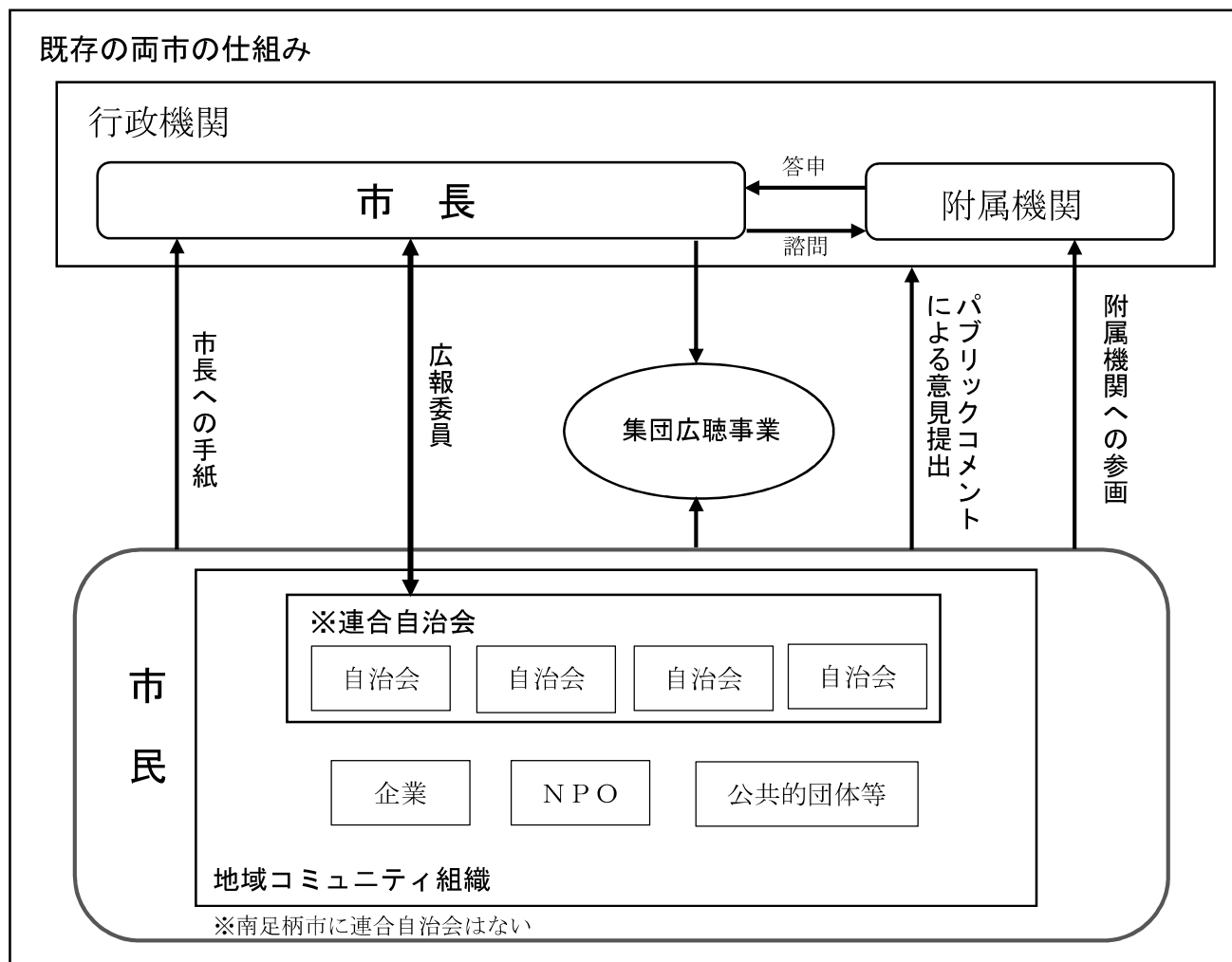
- ・手紙やインターネットなど様々な媒体により、市政に対する提案や要望等を市長に対し提出

◇市長との集団広聴事業

- ・市民と市長がテーマに基づく懇談を行う。誰でも参加できる形式と、市民活動団体等を対象に行う形式で実施

◇広報委員制度

- ・地域住民へ市の方針や市が行う事業等の広報事項を広く周知するとともに、地域で抱える問題や市政に関する要望を行政に提供



3. 先行自治体における仕組みの導入事例

地域の実情を踏まえつつ、地域審議会、地域自治区、合併特例区といった法制度上の仕組みの活用のほか、条例等に基づく任意の仕組みを旧市町村単位で設置し、新しいまちづくりの中で、地域の声をできるだけ行政に反映する仕組みを整備・活用している。

- ・市長が各地区へ出向き、市民と意見交換を行う「まちづくりトーク」や、市長と各地域協議会や地域コミュニティ協議会の委員との意見交換の機会を設けるなど、地域の声を市政に活かす取り組みを実施している。(新潟市ほか)
- ・地元で開催される各種会合に、職員が積極的に出席している。(松山市ほか)
- ・出張所に地域の活性化を担当する職員を配置している。(京都市ほか)
- ・市民が主役となったまちづくりを推進するため、「住民の意見をまとめて、行政と一緒に取り組んでいただくための組織である住民自治協議会」が設置され、市民と協働したまちづくりを進めている。(長野市ほか)
- ・地域の各種団体で構成する「まちづくり推進委員会」を全小学校区に組織化し、まちづくり推進委員が中心となり、地域の実情を踏まえた地域活動を自主的に行っている。(福山市ほか)